

各位



会 社 名 株式会社オルトプラス

代表者名 代表取締役 CEO 石井 武

財務·経理部長

(コード番号:3672 東証第一部)

問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員

竜石堂 潤一

(Tel. 03-4577-6701)

(開示事項の変更) XPEC Entertainment Inc. との間の 資本業務提携契約の内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月25日付「XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司)との資本業務提携及び第三者 割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」(以下「本件発行プレスリリース」 といいます。)にて開示いたしましたとおり、XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司、以下「XPEC 社」 といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結いたしましたが、平成 28年8月10日開催の当社取締役会において、本資本業務提携契約の内容の一部を以下のとおり変更(以下「本件変 更」といいます。)することについて決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本資本業務提携契約の詳細につきましては、本件発行プレスリリースをご参照ください。

1. 本件変更の経緯

本件発行プレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社は、平成28年5月11日付で、第三者割当の方法によるXPEC Entertainment Inc. (以下「XPEC 社」といいます。)に対する株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。)の発行を行い、これにより8億55百万円の資金を調達致しました(平成28年5月11日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。また、本新株予約権付社債に係る調達資金の支出予定時期の変更につきましては、平成28年5月16日付「(開示事項の変更)第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金の支出予定時期の変更に関するお知らせ」をご参照ください。)。

本新株予約権付社債のうち、XPEC 社に転換義務のある6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)を除く2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口)については、XPEC 社は、平成29年5月11日以降、買入希望日の30暦日以上前の買入請求通知を行うことにより、当該買入日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を買入れることを、当社に対して請求することができることとされておりましたが、本新株予約権付社債の転換をより促進し、当社の財務健全性の向上を図るため、両社間で協議を行った結果、上記買入請求通知による買入期間を平成31年4月1日以降同月29日までの約1か月間に変更するとともに、当該2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口)については、その転換によりXPEC社が取得する当社株式について、当社に対する事前通知なく事後通知のみで東京証券取引所において売却することを可能といたします。

また、XPEC 社が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社取締役会の承認が必要ですが、前述のとおり XPEC 社による本新株予約権付社債の買入請求通知による買入期間が短縮されることより、XPEC 社の投資回収の機会が限定されることを踏まえ、両社間で協議を行った結果、当社が本新株予約権付社債の譲渡を承認しない場合、当社は当該本新株予約権付社債の譲渡先を指定するものとし、XPEC 社は、当該譲渡先に対し、同条件にて、本

新株予約権付社債を売却することができることといたします。

2. 本件変更の内容

本資本業務提携契約のうち、本件変更により変更される内容は、以下のとおりです。

- ① XPEC 社が本新株予約権付社債の転換により取得した当社の株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合には、当該売却が実行される日の20暦日前に、当該第三者に関する情報を当社に対して書面で通知しなければならないこととされておりましたが、本件変更により、本新株予約権付社債のうち、XPEC 社に転換義務のある6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)を除く、2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口。但し、下記の買入請求通知の対象となった本新株予約権付社債がある場合には、当該本新株予約権付社債の額面金額相当分を減ずる。)の転換により取得される当社株式数を上限として、上記20暦日前の書面通知なく第三者に対して東京証券取引所において売却することができることとなります。但し、XPEC社は、売却後遅滞なく売却株式数並びに当該売却株式に係る本新株予約権付社債の転換日及び転換価額を当社に対して書面で通知することが必要となります(以下、「事後通知売却」といいます。)。
- ② XPEC 社は、平成29年5月11日以降、当社に対し、当社による買入れを希望する日(償還期限より前の日とす る。以下「買入希望日」という。)の30暦日以上前に通知(以下「買入請求通知」という。)を行うことによ り、本新株予約権付社債のうち2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口)を上限として、当該買入日に 残存する本新株予約権付社債の全部又は一部(以下「買入請求金額」という。)を買入れることを、当社に対 し請求することができ、買入請求通知を受けた場合、当社は、買入請求金額の本新株予約権付社債を、買入 請求通知を受けた日から30暦日以内に、本新株予約権付社債の額面金額に一定の金額を上乗せした金額で買 入れなければならない(但し、当社に未公表の重要事実(金融商品取引法第166条第2項及び同法第167条 第2項に定める事実をいう。以下同じ。)が存在する期間は、別途適用除外規定を充足しない限り、XPEC社は 買入請求通知を行うことはできない。)こととされておりましたが、本件変更により、①XPEC 社は当社に対し て、2億9百万円分(額面19百万円の本社債11口。但し、上記の事後通知売却の対象となった当社株式があ る場合には、当該売却株式に係る本新株予約権付社債の額面金額相当分を減ずる。)の本新株予約権付社債を 上限として、買入請求通知を行うことができることとし、②XPEC 社の買入請求通知により、当社が買入を行 う期間は平成31年4月1日以降に限られます。また、③買入請求通知を受けた場合、当社は、買入請求金額 の本新株予約権付社債を、買入希望日に、本新株予約権付社債の額面金額に103%を乗じた金額で買入れなけ ればならない(但し、当社に未公表の重要事実が存在する期間は、別途適用除外規定を充足しない限り、XPEC 社は買入請求通知を行うことはできない。)こととなります。
- ③ XPEC 社が本新株予約権付社債の譲渡を行う場合には当社取締役会での承認を要しますが、本件変更により、 当社の取締役会がかかる譲渡を承認しない場合においては、当社は、本新株予約権付社債のかかる譲渡と同 条件による譲渡先を指定する必要があり、XPEC は当該譲渡先に本新株予約権付社債を譲渡できることとなり ます。

3. 今後の見通し

本件変更による当社の今後の業績への影響はありません。

以上